

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）

当社は、創業以来、土木建築の資材として、常に高品質で、安定供給できる生産体制を確立すると共に、安定的に納入できる体制と能力の向上に努めてまいりました。これからも自然環境保全との調和を図りながら、地域の企業として、地域に根差した、地域の皆様に愛される『人の役に立てる』という経営理念の下に、持続可能な社会の発展に貢献して参ります。

その為にはパートナー会社の皆様との共存共栄が必要不可欠であり、当社重点技術分野を定期的にパートナー会社の皆様と共有することで、相互発展に繋がる対等なパートナーシップを構築するとともに、これまで培ってきた技術とソリューションを融合し、いままでにない付加価値と新たなビジネスチャンスを創出して参ります。また、先端技術やサービスデザイン、ITコンサルティング、外部企業アライアンス強化に取り組むことで、国内のお客様への最適なサービス、プロダクト提供を通じた、新たな価値で社会に貢献し、サプライチェーン全体の共存共栄に取り組んで参ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、「全てのステークホルダーの幸せ向上」を長期ビジョンとして、経営理念である「地域の皆様に愛される『人の役に立てる』」に基づき、社会全体の価値向上を目指しております。その実現のためには、取引先との連携・共存共栄が不可欠であり、今後も良好な信頼関係の維持・向上に努めるとともに、持続可能なパートナーシップを構築してまいります。

2024 年 10 月 28 日

西城運輸碎石株式会社

企 業 名

代表取締役社長 伊藤 郁夫

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。